

◆◆◆◆ 退職後の医療保険についてお選びください！ ◆◆◆◆

令和6年4月1日

ポーラ・オルビスグループ健康保険組合

会社に勤めている時(現役時代)は加入する医療保険は、原則その会社の健康保険と決まっていますが、退職の際には、自身で複数の選択肢の中から選ぶ必要があります。

それぞれの違いを知って、自分に有利な制度を選びましょう。

なお、再就職した場合は、基本的にはその勤め先の健康保険に加入することになります。

病院にかかる時の医療費の自己負担額は、通常は組合健保でも国保等の制度でも原則同じです。

違う点は、高額な医療費がかかった時の補助金、健診等の保健事業などが、組合健保の方が手厚くなっていることです。そして個人が負担する保険料も異なってきます。ここでは、この保険料の違いを例にして解説しますので、参考にしてください。

● 選択肢は3つです。(国民皆保険制度の下、どれかに加入が必要です。)

① ポーラ・オルビスグループ健康保険組合の「任意継続被保険者」になる。

退職前に健保加入期間が2ヶ月以上あると、就職等しなければ退職後2年間当健保に残れます。これは「任意継続被保険者制度」といい、残る人は「任意継続被保険者(任継者)」となります。保険料は、会社が約半分を負担する現役時代と違って全額自己負担です。

保険料の算定の基礎となる金額(「標準報酬月額」という、賃金額に応じた段階的基準額)があり、任意継続被保険者の場合、その金額は、ご自身の退職直前の標準報酬月額になります。

当健保の任意継続のおおよその保険料は、下記を目安としてください。

標準報酬月額を確認いただき、下記で計算してみてください。

①健康保険料≒退職直前の標準報酬月額(≒給与)×保険料率10.00%

②介護保険料≒ 同上 ×保険料率1.8%(40歳以上のみかかる)

合計保険料≒①+②(月額)

例えば、標準報酬月額が38万円の人(給与が概ね38万円の人)

①健康保険料=38万円×保険料率10.00%=38,000円/月

②介護保険料=38万円×保険料率1.8%=6,840円/月(こちらは40歳以上のみかかる)

合計保険料=①+②=44,840円(月額)

* 収める健康保険料は退職直前の天引額のおよそ2.2倍になります。

(注意) 保険料率は健保組合の組合会で毎年見直され、保険料も変わります。

* 保険料納付はまとめて前納ができます。4月から9月まで、10月から翌年3月までの6ヶ月間、

又は4月から翌年3月までの12ヶ月間です。前納の場合若干ですが金利相当分、保険料が安くなります。

* 現在の「標準報酬月額」を知りたい方は、給与明細の健康保険料を0.046で割り戻してください

【ご注意】任意継続の加入手続きは、退職・資格喪失後20日以内に基本にご自身で健保組合に対し行います。(申請書+添付書類会社提出、健保審査決定。会社を取り纏める場合もあり)そしてどのような場合であっても、基本的に20日を過ぎると遡って加入することはできませんので十分ご注意ください。「知らなかった」「聞いていなかった」は正当な理由として認められません。

② 居住する市区町村の国民健康保険（国保）へ加入する。

保険料は自治体によって少しずつ計算が異なりますが、基本的には前年の収入を元にして決まります。最初は現役時の賃金などをベースに算定されるため、退職後初年度の保険料は思いのほか高くなりがちです。

- ※ 保険料を比較する際は、世帯全員で見る必要があります。健保組合では扶養する家族が何人いても、本人分の保険料だけで扶養家族も保険適用されます。一方、国保は一人一人に保険料がかかります。これに加え、前述のように国保は前年の年収をベースに保険料が算定されるということもあって、一概には言えませんが、健保組合の任意継続のほうが、保険料が低いケースが多いようです。ご自身が国保に加入した場合の保険料は、お住まいの市町村（役所の国保年金課等）で、事前に確認してみましょう。「任意継続被保険者」になった場合の保険料と比較してみてください。なお、会社や健保組合が代わりに聞くことはできません。

③ 他の健保組合などに加入している配偶者や親、子供の扶養家族になる。

自分は保険料負担の必要がなく、一番お得ですが、だれもが選択できるわけではありません。60歳未満では年収130万円未満（60歳以上は180万円未満）など、その他被扶養者として認定されるための条件があります。その健保組合に確認してください。

退職後の医療保険比較（要約）

選択肢	保険運営者	保険料	保険料の算定基準	条件
①ポーラ・オルビスグループ健保の任意継続	元の勤め先の健康保険組合（ポラ健保）	全額自己負担（本人分のみ）	概ね本人の退職前賃金	退職前の加入期間が2か月以上
②国民健康保険	市区町村	全額自己負担（扶養家族分も一人一人）	前年の収入など	他の医療保険に加入していないこと
③他健保加入の家族の被扶養者	家族が加入する健康保険	なし	—	60歳未満は年収が130万円未満など

※再就職した場合は、基本的にはその勤め先の健康保険に被保険者として移ります。